

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年8月10日 |
| 【四半期会計期間】 | 第8期第2四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日） |
| 【会社名】 | シンバイオ製薬株式会社 |
| 【英訳名】 | SymBio Pharmaceuticals Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区新橋五丁目23番7号 |
| 【電話番号】 | 03（5472）1125 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 CFO 前川 裕貴 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区新橋五丁目23番7号 |
| 【電話番号】 | 03（5472）1125 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼常務執行役員 CFO 前川 裕貴 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第7期 第2四半期 累計期間 | 第8期 第2四半期 累計期間 | 第7期 |
|-----------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 会計期間 | 自平成23年1月1日 至平成23年6月30日 | 自平成24年1月1日 至平成24年6月30日 | 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 |
| 売上高(千円) | 982,651 | 1,054,302 | 1,882,521 |
| 経常損失()(千円) | 700,109 | 895,748 | 2,095,382 |
| 四半期(当期)純損失()(千円) | 707,340 | 897,688 | 2,104,513 |
| 持分法を適用した場合の投資利益(千円) | - | - | - |
| 資本金(千円) | 4,710,850 | 6,024,610 | 6,024,610 |
| 発行済株式総数(株) | 14,030,900 | 19,130,900 | 19,130,900 |
| 純資産額(千円) | 5,375,697 | 5,715,726 | 6,605,564 |
| 総資産額(千円) | 6,105,153 | 6,352,541 | 7,256,094 |
| 1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円) | 53.56 | 46.92 | 143.60 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円) | - | - | - |
| 1株当たり配当額(円) | - | - | - |
| 自己資本比率(%) | 88.1 | 89.9 | 91.0 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー(千円) | 824,355 | 945,974 | 2,074,057 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー(千円) | 13,099 | 208,625 | 117,356 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー(千円) | 2,243,039 | - | 4,610,820 |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円) | 5,317,891 | 5,154,619 | 6,310,978 |

| 回次 | 第7期 第2四半期 会計期間 | 第8期 第2四半期 会計期間 |
|---------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成23年4月1日 至平成23年6月30日 | 自平成24年4月1日 至平成24年6月30日 |
| 1株当たり四半期純損失金額()(円) | 21.98 | 19.93 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

国内

抗がん剤 SyB L-0501（一般名：ペンダムスチン塩酸塩、商品名：トレアキシ[®]）につきましては、業務提携先のエーザイ株式会社（以下「エーザイ」という）を通じ、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として、平成22年12月より国内販売を行っています。

本剤につきましては、適応症追加を目的として3つの臨床試験を実施しています。そのうち、昨年症例登録が完了した再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とした第 相臨床試験（日韓共同試験）につきましては、当第2四半期累計期間は臨床試験データの分析・評価を実施し、承認申請に向けて医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」）に対し申請前相談を行いました。

しかしながら、機構からは、現時点では承認申請に必要な十分なデータが得られていないと考えるとのコメントがありました。これを踏まえ、当社は当事業年度に計画していた承認申請を見送ることとしました。

当該第 相臨床試験は、治療歴を有する再発・難治性中高悪性度非ホジキンリンパ腫の患者さんを対象に、SyB L-0501とリツキシマブ併用時の有効性及び安全性を確認することを目的として、日本及び韓国の計25施設において試験を実施致しました。この試験においては63症例が登録され、うち59症例が解析対象となりました。この結果、奏効率は62.7%で、このうち完全寛解率は37.3%と高い有効性が示されました。また、無増悪生存期間（PFS）の中央値は200日に至り、再発・難治性非ホジキンリンパ腫の患者さんの予後を改善する可能性が示されました。副作用は臨床的に管理可能であり、高齢者にも適用可能でした。

また、本試験結果の詳細につきましては、平成24年6月にシカゴで開催された米国臨床腫瘍学会（ASCO）において、名古屋第二赤十字病院の小椋美知則先生より発表されました。

なお、今後の開発方針については、業務提携先であるエーザイと協議を行い決定してまいります。

その他、初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を対象とする第 相臨床試験、再発・難治性多発性骨髄腫を対象とする第 相臨床試験につきましては、共に患者登録を継続して進めました。

抗がん剤 SyB L-1101（注射剤）（一般名：rigosertib）につきましては、平成24年3月に血液腫瘍の一種である再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）を対象とする国内第 相臨床試験の治験届が受理されました。その後、平成24年6月に最初の患者登録が完了し、国内第 相臨床試験を開始しました。

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきましては、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第 相臨床試験の患者登録を継続して進めました。

海外

SyB L-0501につきましては、台湾において平成24年2月に業務提携先であるイノファーマックス社（台湾）により販売が開始されました。その他、シンガポールと韓国での販売も順調に推移しました。なお、シンガポールと韓国においては、国内と同様エーザイを通じて販売を行っています。

経営成績

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は、SyB L-0501の国内及びアジア向けの商品販売により、1,054,302千円（前年同期比7.3%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験、SyB D-0701の臨床試験、SyB L-1101の臨床試験準備等の費用が発生したこと等により研究開発費698,546千円（前年同期比5.8%増）を計上し、さらに、その他の販売費及び一般管理費441,272千円（前年同期比17.1%増）を計上したことから、合計で1,139,819千円（前年同期比9.9%増）となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の営業損失は874,322千円（前年同期は営業損失701,333千円）となりました。また、為替差損を主とする営業外費用24,334千円を計上したこと等により、経常損失は895,748千円（前年同期は経常損失700,109千円）、四半期純損失は897,688千円（前年同期は四半期純損失707,340千円）となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ903,553千円減少し、6,352,541千円となりました。流動資産は、トレアキシン®の販売に関わる売掛金が144,880千円、有価証券が300,499千円それぞれ増加したものの、主として研究開発費等の販売費及び一般管理費の支出により現金及び預金が1,256,948千円減少したことにより、前事業年度末と比べ919,063千円減少し、6,259,328千円となりました。また、固定資産は主として開発費の一部を長期前払費用として処理したこと等により、前事業年度末に比べ15,510千円増加の93,212千円となりました。

負債の部については、前事業年度末とほぼ同水準の636,814千円（前事業年度末は650,529千円）となりました。

純資産の部については、四半期純損失897,688千円を計上したこと等から、前事業年度末に比べ889,838千円減少し、5,715,726千円となりました。この結果、自己資本比率は89.9%と前事業年度末に比べ1.1ポイント減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,156,358千円減少し、5,154,619千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、945,974千円となりました。これは、たな卸資産の減少96,261千円、その他の流動資産の減少74,666千円、仕入債務の増加16,398千円、その他の流動負債の増加28,276千円等の増加要因があったものの、当第2四半期累計期間において税引前四半期純損失を895,788千円計上したこと、トレアキシン®の販売増加に伴い、売上債権が144,880千円増加したこと、前払費用の増加44,581千円、立替金の増加24,235千円、長期前払費用の増加11,381千円、未払金の減少58,256千円等により資金が減少したことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、208,625千円となりました。これは、有価証券の償還による収入100,000千円があったものの、有価証券の取得により300,000千円を支出したことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

該当事項はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は、698,546千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 56,000,000 |
| 計 | 56,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 19,130,900 | 19,130,900 | 大阪証券取引所 JASDAQ(グロース) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。 |
| 計 | 19,130,900 | 19,130,900 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--|----------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年4月17日(第26回) |
| 新株予約権の数(個)(注)1 | 3,625 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2 | 362,500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3 | 570 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成26年4月18日 至平成34年4月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 570 資本組入額 285 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)5 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記3に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの行使価額570円に上記2に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。

権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

- (a) 平成26年4月18日から平成27年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。
- (b) 平成27年4月18日から平成28年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
- (c) 平成28年4月18日から平成29年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。
- (d) 平成29年4月18日から平成34年4月17日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
- (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
- (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、本行使期間の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

| | |
|----------------|------------------|
| 決議年月日 | 平成24年4月17日（第27回） |
| 新株予約権の数（個）（注）1 | 4,245 |

| | |
|--|----------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年4月17日(第27回) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2 | 424,500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3 | 570 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成26年4月18日 至平成34年4月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 570 資本組入額 285 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注)5 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記3に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの行使価額570円に上記2に定める新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。

権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

- (a) 平成26年4月18日から平成27年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。
- (b) 平成27年4月18日から平成28年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
- (c) 平成28年4月18日から平成29年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。
- (d) 平成29年4月18日から平成34年4月17日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
- (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
- (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、本行使期間の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額 (千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|--------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|----------------------|-----------------|
| 平成24年4月1日～ 平成24年6月30日 | - | 19,130,900 | - | 6,024,610 | - | 5,994,610 |

(6) 【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|---|--|--------------|--------------------------------|
| 吉田 文紀 | 静岡県熱海市 | 3,030,000 | 15.83 |
| セファロン インク (常任代理人 テバファーマスー ティカル株式会社) | 41 MOORESROAD FRAZER,PENNSYLVANIA 19355, USA (東京都港区虎ノ門5丁目1番5号) | 2,589,000 | 13.53 |
| ジャフコV2共有投資事業有限責任 組合 | 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 | 2,308,800 | 12.06 |
| エーザイ株式会社 | 東京都文京区小石川4丁目6番10号 | 833,400 | 4.35 |
| 早稲田1号投資事業有限責任組合 | 東京都新宿区喜久井町65番地 | 684,000 | 3.57 |
| 早稲田グローバル1号投資事業有限 責任組合 | 東京都新宿区喜久井町65番地 | 500,000 | 2.61 |
| TNPオンザロード1号投資事業有 限責任組合 | 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目6番1号 | 254,000 | 1.32 |
| 第一三共株式会社 | 東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号 | 200,000 | 1.04 |
| ウエル技術ベンチャー投資事業有限 責任組合 | 東京都新宿区喜久井町65番地 | 196,800 | 1.02 |
| 大阪証券金融株式会社 | 大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号 | 191,100 | 0.99 |
| 計 | - | 10,787,100 | 56.38 |

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|--|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 19,130,300 | 191,303 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 600 | - | 1単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 19,130,900 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 191,303 | - |

(注) 自己株式75株は、「単元未満株式」に含めて記載しております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|--------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - | - |

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当第2四半期会計期間 (平成24年6月30日) |
|---------------|------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 4,558,714 | 3,301,766 |
| 売掛金 | 162,409 | 307,290 |
| 有価証券 | 1,952,533 | 2,253,033 |
| 商品及び製品 | 207,467 | 111,206 |
| 前払費用 | 79,038 | 118,235 |
| 立替金 | 124,589 | 148,824 |
| その他 | 93,638 | 18,972 |
| 流動資産合計 | 7,178,392 | 6,259,328 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 2,468 | 2,731 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 14,938 | 12,323 |
| 有形固定資産合計 | 17,407 | 15,055 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 9,541 | 8,977 |
| リース資産 | 3,189 | 2,864 |
| 無形固定資産合計 | 12,730 | 11,841 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 24,300 | 35,681 |
| 敷金及び保証金 | 23,264 | 30,633 |
| 投資その他の資産合計 | 47,564 | 66,314 |
| 固定資産合計 | 77,702 | 93,212 |
| 資産合計 | 7,256,094 | 6,352,541 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 308,953 | 325,352 |
| 未払金 | 277,898 | 220,010 |
| 未払法人税等 | 19,073 | 15,362 |
| その他 | 39,821 | 71,808 |
| 流動負債合計 | 645,746 | 632,534 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,092 | 1,925 |
| その他 | 2,691 | 2,355 |
| 固定負債合計 | 4,783 | 4,280 |
| 負債合計 | 650,529 | 636,814 |

| | 前事業年度 (平成23年12月31日) | 当第2四半期会計期間 (平成24年6月30日) |
|--------------|------------------------|----------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 6,024,610 | 6,024,610 |
| 資本剰余金 | 5,994,610 | 5,994,610 |
| 利益剰余金 | 5,413,091 | 6,310,779 |
| 自己株式 | 17 | 17 |
| 株主資本合計 | 6,606,110 | 5,708,422 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 546 | 23 |
| 評価・換算差額等合計 | 546 | 23 |
| 新株予約権 | - | 7,327 |
| 純資産合計 | 6,605,564 | 5,715,726 |
| 負債純資産合計 | 7,256,094 | 6,352,541 |

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 前第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 6月30日) | 当第 2 四半期累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日) |
|---------------------|--|--|
| 売上高 | 982,651 | 1,054,302 |
| 売上原価 | 646,800 | 788,804 |
| 売上総利益 | 335,850 | 265,497 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,037,184 | 1,139,819 |
| 営業損失 () | 701,333 | 874,322 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 387 | 778 |
| 有価証券利息 | 1,253 | 1,475 |
| 還付加算金 | - | 654 |
| 助成金収入 | 51,891 | - |
| その他 | 21 | - |
| 営業外収益合計 | 53,553 | 2,908 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 586 | 118 |
| 支払手数料 | 11,157 | 5,385 |
| 株式交付費 | 7,000 | - |
| 為替差損 | 28,591 | 18,510 |
| 株式公開費用 | 4,993 | - |
| その他 | - | 320 |
| 営業外費用合計 | 52,329 | 24,334 |
| 経常損失 () | 700,109 | 895,748 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | - | 39 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 5,331 | - |
| 特別損失合計 | 5,331 | 39 |
| 税引前四半期純損失 () | 705,440 | 895,788 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,900 | 1,900 |
| 法人税等合計 | 1,900 | 1,900 |
| 四半期純損失 () | 707,340 | 897,688 |

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前四半期純損失() | 705,440 | 895,788 |
| 減価償却費 | 3,941 | 4,178 |
| 差入保証金償却額 | 1,194 | 626 |
| 固定資産除却損 | - | 39 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 5,331 | - |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 200 | 167 |
| 株式報酬費用 | - | 7,327 |
| 受取利息 | 1,641 | 2,253 |
| 支払利息 | 586 | 118 |
| 為替差損益(は益) | 3,374 | 2,280 |
| 株式交付費 | 7,000 | - |
| 支払手数料 | 11,157 | 5,385 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 174,481 | 144,880 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 236,176 | 96,261 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 11,502 | 44,581 |
| 立替金の増減額(は増加) | 4,676 | 24,235 |
| その他の流動資産の増減額(は増加) | 31,437 | 74,666 |
| 長期前払費用の増減額(は増加) | - | 11,381 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 245,165 | 16,398 |
| 未払金の増減額(は減少) | 64,196 | 58,256 |
| その他の流動負債の増減額(は減少) | 9,824 | 28,276 |
| その他の固定負債の増減額(は減少) | - | 335 |
| その他 | 226 | 147 |
| 小計 | 823,454 | 946,173 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,585 | 2,196 |
| 利息の支払額 | 586 | 96 |
| 法人税等の支払額 | 1,900 | 1,900 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 824,355 | 945,974 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | 100,610 | 300,000 |
| 有価証券の償還による収入 | 100,000 | 100,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 1,167 | - |
| 無形固定資産の取得による支出 | 10,940 | 630 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 432 | 7,995 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 50 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 13,099 | 208,625 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 250,000 | - |
| 株式の発行による収入 | 2,000,040 | - |
| 株式の発行による支出 | 7,000 | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 2,243,039 | - |

| | 前第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) |
|--------------------|---|---|
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 3,458 | 1,758 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 1,402,126 | 1,156,358 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 3,915,765 | 6,310,978 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 5,317,891 | 5,154,619 |

【追加情報】

当第2四半期累計期間
(自 平成24年1月1日
至 平成24年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) |
|--------|---|---|
| 役員報酬 | 45,976千円 | 54,354千円 |
| 給与手当 | 121,190 | 153,370 |
| 退職給付費用 | 341 | 461 |
| 研究開発費 | 660,383 | 698,546 |
| 減価償却費 | 3,567 | 3,393 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

| | 前第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) |
|-----------------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 2,816,341千円 | 3,301,766千円 |
| 有価証券勘定 | 2,602,049 | 2,253,033 |
| 取得日から償還日までの期間が3か 月を超える債券 | 100,500 | 400,180 |
| 現金及び現金同等物 | 5,517,891 | 5,954,979 |

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

平成23年2月14日開催の当社取締役会において、総額1,988,000千円(1株当たり発行価額70,000円)の第三者割当増資を決議し、これに基づき平成23年2月25日に払い込みが完了いたしました。

また、平成23年3月30日開催の当社取締役会において、総額12,040千円(1株当たり発行価額70,000円)の第三者割当増資を決議し、これに基づき平成23年4月26日に払い込みが完了いたしました。この結果、資本金は4,710,850千円、資本準備金は4,680,850千円となりました。

当第2四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成24年6月30日)

会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められる事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成24年6月30日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、当社の事業の運営において重要なものではないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純損失金額 | 53円56銭 | 46円92銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失金額(千円) | 707,340 | 897,688 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純損失金額(千円) | 707,340 | 897,688 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 13,205,700 | 19,130,825 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | 会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権2種類(新株予約権の数3,870個)。 | 会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権2種類(新株予約権の数7,870個)。 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。